

令和8年度松本市次世代環境アクションリーダー養成事業運営業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度松本市次世代環境アクションリーダー養成事業運営業務

2 趣旨

本事業は、環境に関心を持つ高校生・大学生等の若者を、ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもとの行動実践者であるゼロカーボン市民アクションリーダーとして養成し、コミュニティマネージャーの継続サポートにより、若者目線での情報発信と若者が実践するゼロカーボンアクションを示すことで、市民のゼロカーボン行動変容を図るもの。

3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、令和8年度松本市次世代環境アクションリーダー養成事業の運営等に係る以下の業務を行うものとする。

(1) 参加者の募集

ア 受託者は、本事業の参加を最低10名確保すること。併せて、市から求められた場合、都度募集状況（応募者数・選考状況・内定数）を報告し、確保数が10名に満たない場合は追加募集計画を提出・実施し、不足分を補充するための具体的措置を講じるものとする。

イ 10名から15名程度のアクションリーダーを確保するため、ターゲットの特性に応じた複数の募集チャンネルによる参加者の募集を行うこと。募集の際は、参加へのモチベーション喚起のため、参加者にメリットがある点を訴求すること。

ウ メインターゲットは環境・探求等に関心がある市内に通学・居住している高校生、大学生、サブターゲットは新卒社会人等の若者等とする。

エ 通年通して継続的に参加者の募集を行うこと。応募者が多数の場合は、審査を行い、合否を決める等といった選考するスキームを構築し運用すること。

オ 途中参加者への不安を除去するためのフォローアップを行うこと。

(2) 養成講座の企画・運営

体系的な講座、例えば、環境知識、伝達力、実行力、発信力、ネットワーキング、倫理性等といったアクションリーダーとして行動実践し、活動してするために必要なスキルを段階的に習得できる養成講座を企画・運営すること。月に1度程度の定期的な開催を基本とするが、市と協議の上、受託者の提案に基づいて効果的に実施すること。

以下の点を踏まえた企画・運営を行うこと。

ア 基礎段階、応用段階、実践段階といった体系的なカリキュラム構成とすること。

イ 養成するために必要な各回のテーマ、学習目標、参加者の生活に配慮した実施方法にて企画・運営すること。

- ウ 参加者の主体性を引き出す手法、途中参加者でも受講可能な方法（例：アーカイブによる受講等）にて講座を運営すること。
- エ 参加者が集まりやすい会議室等を確保し、必要に応じてオンラインで対応する等、参加者の機動性・柔軟性を確保した養成講座の運営を行うこと。また、参加者同士の関係性が構築しやすい空間づくりを行うこと。
なお、市有施設を使用する際は市が減免の対応をすることは可とする。

(3) コミュニティ運営業務

- ア コミュニティ運営業務は（一財）松本ものづくり産業支援センターへ委託すること。
なお、委託費用は660,000円（税込）を計上することとし、以下（ア）から（オ）の内容を委託することとする。
 - （ア）ものづくり産業支援センターが指名するスタッフをコミュニティマネジメント人材として1名以上確保すること。
 - （イ）年間を通じて、週に1度程度、参加者と継続的に対面活動ができるようにすること。
 - （ウ）年間を通じて、参加者との対面活動（企画助言、面談、メンター業務等）の会議録を取り、記録を残すこと。
 - （エ）参加者が集まりやすい会議室等を確保し、必要に応じてオンライン会議で対応する等、参加者の機動性・柔軟性を確保した対面活動の運営を行うこと。また、関連に議論しやすい空間づくりを行うこと。なお、市有施設を使用する際は市が減免の対応をすることは可とする。
 - （オ）情報発信活動支援以外で対面活動中に、現地でのフィールドワーク等が発生し、活動費が生じる場合においては、委託費の中から支出すること。
- イ 受託者によるコミュニティ運営の追加提案がある場合は、市及び（一財）松本ものづくり産業支援センターと協議の上、受託者の提案に基づいて効果的に実施すること。
- ウ アクションリーダー養成講座や対面活動を通じて、取材などに関して相談事があればコミュニティマネージャーだけでなく、参加者同士で相談しやすい横のつながりを構築する等、コミュニティの帰属意識を高める具体的な工夫を講じること。

(4) 情報発信活動支援

- ア 取材及びコンテンツ開発
 - （ア）参加者が主体的に企画から取材を行うことができるよう運営すること。また、取材した内容を記事コンテンツとして市の公式サイトに掲載する一連の流れが機能するための、コミュニティ運営業務と連動した運営を行うこと。
 - （イ）参加者に対し、企画から取材、記事コンテンツ納品まで1名1回分の協力金として2,000円、100回分を本事業費の中で計上することとし、受託者が支払業務を担うこと。なお、企画・取材・コンテンツ納品・検査による支払いの透明性・公平性を担保する運用スキームを構築し運用すること。また、受託者は、参加者への協力金は現金またはプリペイド型商品券（例：QUOカード等）により支払うこと

ができる。受託者は非現金支給を含む支払記録を適切に管理し、税務上の取扱い（源泉徴収等）が必要な場合については所要の手続きを行うものとする。また、予算が下回り残余金が生じた場合は、市と事前に協議のうえ情報発信活動支援事業の一部に充てること。

- (ウ) 取材の際の安全を確保するため参加者の活動に対する保険に加入すること。
- (エ) 現地での取材、フィールドワーク等において活動費・交通費が生じた場合、本事業の中から支出すること。

イ SNS・メディア運用・配信業務

- (ア) 市民の認知向上と行動変容を促進するため、参加者のアウトプットによる以下の配信を企画・運用すること。

- (イ) 提案した市公式サイト内のランディングページ（記事格納サイト）の構成のとおりクリエイティブを作成し納品すること。ただし、参加者からランディングページの構成に提案等があり、改善に資するため反映する必要が生じた場合は、協議のうえ、対応すること。

なお、ランディングページはホームページ管理システム「ネットクルーCMS」の標準機能「サブサイト」の利用を想定しており、松本市公式ホームページ（<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/>）配下に、受託者側が作成・納品した成果物を活用して、市職員が掲載作業を行い、公開することとする。

- ウ 市が保有する公式媒体（市公式サイト、LINE、Note、X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook）等のメディアを活用し、市民向けに、リーチ・エンゲージメント向上のための最適な手法にて情報発信を行うこと。

なお、市が保有する公式媒体以外で受託事業者が独自に提案した情報発信については、以下のとおり受託者の責任で実施するものとする。

受託者が本事業のために市公式媒体以外（受託者管理下の SNS アカウント、第三者配信プラットフォーム、インフルエンサー投稿等）を利用して情報発信を行う場合、当該情報発信は全て受託者の責任において実施するものとする。受託者は次の事項を遵守し、市が要求した場合には速やかに是正措置（削除・修正等）を行うものとする。

- (ア) 本市が事前に承認したコンテンツのみを投稿すること（投稿原稿は原則として投稿前に市へ提出し、承認後に投稿を行う。市の承認期間は原則 5 営業日とする）。
- (イ) 本市のブランド、ロゴ等の使用は事前承認制とし、無断使用を行わないこと。
- (ウ) 個人情報、肖像権、著作権等の法令・第三者権利を侵害しないこと。参加者等を被写体とする場合は、本人の同意書を事前取得すること。
- (エ) 投稿に係る苦情、炎上、クレーム等の重大インシデントが発生した場合は、受託者は直ちに市に報告し、72 時間以内に初期対応（状況報告と是正案）を提出すること。市の指示により投稿の停止や削除等の対応を行うこと。

- エ 参加者が制作した記事コンテンツのファクトチェックや校正を行ったうえで納品すること。

- (5) 現在国内外で活躍しているアクションリーダーとの交流会・成果報告会の開催

ア 交流機会を通じた参加者の意欲喚起・ネットワーク形成策

- (ア) 環境起業家、環境インフルエンサー、企業の環境活動推進者等の既に環境やサステナビリティ関連で既に国内外にて活躍をしている人物と参加者の交流機会（アクションリーダー交流会）を企画・運営すること。
- (イ) 適切な時期に2回以上実施すること。
- (ウ) 交流内容を記事等コンテンツ化を行い、波及効果を図ること。
- (エ) 参加者のキャリア形成・ネットワーク拡大等のモチベーション喚起に資する企画内容とすること。
- (オ) 途中参加者を募集する契機として活用すること。

イ 参加者による成果発表と市民への訴求のための成果報告会の企画・運営

- (ア) 適切な時期に参加者の成果を発表する報告会を企画すること。
- (イ) 成果報告会の提案では以下を含むこと。
- (ウ) 信毎メディアガーデンのホールにて開催することとし、ターゲットである市民が気軽に立ち寄ることができる企画とすること。なお確保ができない場合は、市と協議の上調整すること。
- (エ) 有識者や集客に資する人物による講演を行う構成を盛り込むこと。
- (オ) MC等を確保し、参加者の発表・発言を深掘するような企画・運営を行うこと
- (カ) 交流会との連動を図ること。
- (キ) 次年度以降の参加者を募集する契機として活用すること
- (ク) 報告会を通じて、市民、関係企業、市職員に成果を波及できる企画内容とすること。

(6) 共通項目

ア 円滑な事業実施のため、定期的に打合せを実施し、その会議内容について毎回記録をとり、1週間以内に会議録を提出すること。

イ 本事業の問い合わせの対応等必要な事務局機能を担うこと。

5 業務報告書の提出

- (1) 業務終了後は、業務報告書を提出すること。なお、紙での納品のほかに、電子データも納品すること。
- (2) 業務報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

6 委託料の支払い

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、受注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

7 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 受託者は、松本市の個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他人の漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

- (3) 成果品の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市および参加者の許可なくほかに公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。
- (7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

8 担当

担 当 松本市環境・地域エネルギー課 大野

TEL 0263-34-3268

FAX 0263-34-3202

メール s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。